

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

5.

擬  
問  
擬  
答

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

条約局長  
参事官  
条約課長  
法規課長  
*(2200万ドルの  
81のちい  
規定)*

対長官

参、沖特委 四五四、二四 春日 正一(共)

同 米軍の行為等により沖縄住民の被つた

被害については、どんな措置がとりれた  
か。

答 (一) 平和条約発効前に沖縄県民が蒙つた  
人身上、財産上の被害については、米国により  
一九四七年から一九九年までの間に総額  
約一七七五万ドルの損害補償が支払われて  
いると承知している。

(参考)

- (一) 土地使用料 一三、二四九、五〇〇ドル
  - (二) 復元補償 二、二二二、〇〇一ドル
  - (三) 身体障害及び死亡 八一八、九三一ドル
  - (四) 沿岸漁業権 五四一、七二九ドル
  - (五) その他 一、〇二一、七七〇ドル
- 一七、七四三、九四一ドル

なお、日本政府はこれより先き、沖縄の米軍  
接收による講和発効前に係る土地等の損失の

内 閣

内 閣

補償に關する同題が早急に解決することか  
困難な事情にあること及び沖繩住民の置か  
れた立場を考慮し、昭和三二年五月二日の  
閣議決定「沖繩關係特別措置費の支出につ  
て」に基つき、沖繩住民に対し土地等の損失  
に係る見舞金として一億を支給した。

(見舞金の支給対象)

1. 土地
2. 物件 (建物、立宅、立木等)
3. その他 (移転費、復元費、漁業権等)

内閣

(三) 平和条約発効後に被つた被害に  
ついては、米本国の外国人損害賠償請求法に基  
つき、公務、公務外もしくは有罪、無罪に  
関係なく、関係者からの請求に  
ついても、關係者に設置されて  
いる請求審査委員会により  
審査決定のうえ、賠償が支払  
われている。

(主な事故及び補償例は別紙のとおり)

内閣

以下不詳?

問二 講和前の被害については、米側の補償措置によって完全にカバーされたと考えられているか。

答 米側による補償は、当時関係者から提出された請求総件数を対象として行なわれたものである。(これについては)政府としては解決済みのものであると考えているが、この点については、把握に努める必要があろう。ただ、人身傷害については、一部に請求減れがあつた趣であり、関係者からその補償措置

内閣

に ついて 日米両政府に対し陳情が行なわれているところである。

(参考)

講和前人身傷害未補償者連盟の調査によれば、昨年一〇月末現在の請求減れ件数は次のとおりである。

死亡者 一六〇件  
傷害者 一五七件 } 計三一七件

内閣

尚三、軍用地の復元補償はどうか。

答（事実関係）

一、一九五〇年六月三十日以前に形質変更があった軍用地で、一九五一年六月三十日以前に接收を解除されたものは、講和前補償の「環」として復元補償が行なわれると承知している。

二、一九五〇年七月一日以降に形質変更があった

外務省

軍用地で、現在迄に接收を解除されたものについては、布令ニの~~環~~子により復元補償が行なわれると承知している。

三、一九五〇年六月三十日以前に形質変更が行なわれた軍用地で、一九五一年七月一日以降に接收を解除されたものについては、半額は、平和条約第十九条A項を援用しつつ、復元補償義務

外務省

24

を否定してると承知している。

(今後の対処方針)

軍用地の復元補償の問題については、前記の如き  
接点 大方は、実地調査の十分な把握  
事項を十分念頭におきつつ、今後の対米交渉の  
一環として、~~案件~~ 妥当な解決に努める所存である。